

霧島市条例第 22 号

令和 7 年 3 月 31 日

霧島市都市計画税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

霧島市長 中重 真一

霧島市都市計画税条例の一部を改正する条例

霧島市都市計画税条例（平成17年霧島市条例第72号）の一部を次のように改正する。

附則第 4 項（見出しを含む。）中「附則第15条第37項」を「附則第15条第36項」に改める。

附則第 5 項（見出しを含む。）中「附則第15条第38項」を「附則第15条第37項」に改める。

附則第 6 項（見出しを含む。）中「附則第15条第42項」を「附則第15条第41項」に改める。

附則第15項中「第34項まで、第37項、第38項、第42項若しくは第45項」を「第33項まで、第36項、第37項、第41項若しくは第44項」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の霧島市都市計画税条例の規定は、令和 7 年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和 6 年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。